

基山町ゼロカーボン推進事業補助金（電気自動車等） Q&A

質問及び回答内容	根拠
Q1. 事業の目的について	1 条
A 地球温暖化対策を推進し、ゼロカーボンシティを実現するため、家庭用太陽光発電システム及び電気自動車等を導入する個人に対し、ゼロカーボン推進補助金を交付することにより、家庭における地球温暖化対策を推進するものです。	

補助金の交付申請について

Q2. 対象期間は、いつからですか	2 条 別表 2
A 令和7年4月1日からです。	
Q3. 申請は先着順ですか	5 条
A 申請は、すべての書類に不備がない方から先着順に受け付けており、予算額に達し次第、受付を終了します。	
Q4. 先着受付となっていますが、同じ日に複数の申請があり、この日に補助件数の上限を超えた場合はどうなりますか	
A 先に受付をした方で、受付終了となります。	
Q5. オンライン申請はできないですか	
A できません。添付書類漏れや内容に不備があった場合、受付できないため、また、予算額に達した時点で受付を終了するため、持参をお願いしています。	
Q6. 申請書は、パソコン等で入力してもいいですか	
A 氏名以外は可能です。同意の内容がありますので、氏名は必ず自署してください。	
Q7. 交付申請書一式を郵送してもいいですか	
A 郵送でもかまいませんが、郵送の場合の申請受付日は、消印の日ではなく環境対策室に届き、内容に不備がなく受付できる場合に受け付けた日となります。不備の場合、受付せずに返送する場合がありますので、内容を十分確認してから送付してください。できる限り持参をお願いいたします。	
Q8. 2台以上の申請は可能ですか	2 条
A 1人1台1回限りとしています。	

補助金の対象となる要件について

Q 9. 納車は、まだ先になるのですが、注文をしています。補助の対象となりますか	
A 4月1日以降の契約であれば、対象となります。	別表 3
Q 10. 補助金の対象となる自動車の種類は何ですか	
A 一般社団法人次世代自動車振興センターの「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則（別表第 1）銘柄ごとの補助金交付額」において電気自動車に分類されている EV、PHEV、FCV 自動車が対象です。	
Q 11. 国の補助金との併用申請は可能ですか	
A 可能です。	
Q 12. 展示車を購入する場合は対象となりますか	2 条
A 新規登録（自動車検査証）されていなければ対象となります。	別表 1
Q 13. 外国産車の電気自動車等の購入でも補助金の対象となりますか	
A Q10-A と同じ。記載があれば対象となります。	
Q 14. 車両は、いつ時点の電気自動車等が補助の対象ですか	
A Q10-A と同じ。年度途中に追加記載された車種も対象となります。	

補助金の対象外となる要件について

Q 15. 新築中で、いずれ基山町に住む予定です。電気自動車も補助金の申請はできますか。	3 条
A できません。本町に住所を有している方を対象としています。転入後の申請をお願いします。	
Q 16. 中古の PHEV (EV) の購入を考えています。補助の対象になりますか	2 条
A 補助対象外です。新品（未使用品）を対象としています。	別表 1
Q 17. 子どもへのプレゼントで、購入を考えています。車両の所有者は子ども本人ですが、ローン契約者は親になります。補助対象となりますか。	2 条 別表 1
A 対象外となります。申請者が自ら新車として新たに購入したものであることを要件としています。	
Q 18. リース契約の場合は、対象になりますか	2 条
A 対象外となります。	別表 1
Q 19. 残価設定クレジットを利用しますが、補助金の対象となりますか	
A 補助対象外となります。	
Q 20. 自動車検査証の「使用の本拠の位置」は申請者の住所以外でも補助金の対象となりますか。	2 条 別表 1
A 同一でない場合は、補助金の対象となりません。自動車検査証の「使用の本拠の位置」と申請者の住所は同一としてください。	

補助金の対象となる契約等の要件について

Q2 1. 車両購入は、ローンを利用したいが、補助の対象となりますか	2条
A 車検証の所有者が本人であれば補助の対象となります。実績報告時に車検証の写し、ローン契約書の写しを提出いただくことになります。	別表1

補助金の交付決定について

Q2 2. 申請してからどれくらいで交付決定となりますか	
A 必要書類が全てそろっているのを確認した後、手続きをおこないますが、不備等がなければ2週間程度を見込んでいます。	

補助金の額について

Q2 3. 補助金額は、いくらですか	4条
A 8万円で、町内販売店で購入した場合は、2万円を加算し、上限10万円となります。	別表2

申請していた内容に変更が生じた場合について

Q2 4. 購入予定の車種が変わった場合や内容に変更が生じた場合は、どうしたらいいですか	7条
A 交付決定後に申請内容に変更が生じた場合は、変更の分かる書類を添付して補助金変更承認申請書を提出してください。	

手続きの代行について

Q2 5. 申請の代行はできますか。	
A 手続代行ができます。	
Q2 6. 交付決定通知書を手続代行者に送付してもらえますか	
A 手続代行者へ送付はできません。申請者本人に送付します。	

実績報告について

Q2 7. 実績報告書や請求書を郵送する場合、3月末日の当日の消印は有効ですか	9条
A 無効です。実績報告書等の受付日は、消印の日ではなく、書類が環境対策室に届き、内容に不備がなく、受付できる状態で受理します。年度末で、年度を跨いだ場合、補助金を交付できなくなりますので、できる限り早めに持参又は郵送をお願いします。	

年度内に事業が完了しない場合について

Q28. 販売店から納車は翌年度になると言われています。補助金の申請はできますか。	
A 契約が翌年度で支障なければ、翌年度の見積りか契約書をもとに申請をお願いします。年度内に契約して、納車が翌年度になる場合は、契約前に補助金交付申請をし、年度末までに、繰越承認申請書を提出してください。	

申請取り下げについて

Q29. 購入を予定していたが、取り下げなければならなくなった場合、手続代行者でも構いませんか。	
A 本人又は同居の親族で手続きをして下さい。行き違いをなくするため	

財産の処分等について

Q30. 父が免許証を返納したため、所有していた車を償却期間内に譲り受ける事になりました。手続きが必要ですか	
A 財産処分承認申請をして、財産処分承認（不承認）の決定を受けてください。火災や災害を除き、残存期間分の返還命令を付した条件付きの承認となります。減価償却期間の残期間を月割りで算定して還付請求いたします。	14条
Q31. 事故により車を廃車することになりました。手続きが必要ですか	
A 財産処分承認申請をして、財産処分承認（不承認）の決定を受けてください。火災や災害を除き、残存期間分の返還命令を付した条件付きの承認となります。減価償却期間の残期間を月割りで算定して還付請求いたします。	14条